

小瀬小学校いじめ防止基本方針

令和7年4月

目 次

はじめに

第1 いじめの基本的な考え方

1 いじめとは

- (1) いじめの定義
- (2) いじめの構造、特徴
- (3) 重大事態

2 いじめの対応に関する基本的考え方

- (1) 学校・家庭・地域総がかりの取組の推進
- (2) 対応の視点
- (3) 学校における基本姿勢

3 いじめ防止等のために学校が果たすべき役割

- (1) 「学校いじめ防止基本方針」の策定
- (2) 「いじめ対策組織」の設置
- (3) 豊かな心を育む教育の推進
- (4) 生徒指導・教育相談体制の充実・強化

第2 いじめの防止等のための具体的な取組

1 未然防止（いじめの予防）

- (1) 生徒指導・教育相談の充実・強化
- (2) すべての学校教育活動を通じた取組
- (3) 「いじめ対策組織」の取組
- (4) 家庭・地域との連携

2 早期発見（把握しにくいいじめの発見）

- (1) 早期発見のために学校がとるべき体制
- (2) いじめの早期発見に向けた具体的な取組
- (3) 家庭・地域との連携

3 早期対応（現に起こっているいじめの対応）

- (1) 管理職を中心に外部専門家と連携した校内指導体制の確立
- (2) 対応する上での留意点
- (3) インターネットや携帯電話等を利用したいじめ（ネットいじめ）への対応
- (4) 教育相談のあり方
- (5) 保護者との連携
- (6) 地域・関係機関との連携

4 重大事態への対処

- (1) 重大事態の判断について
- (2) 重大事態への対応について

5 いじめ防止に向けた取組年間計画

はじめに

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものである。これまでも「いじめは決して許されない行為」であり、「どの子どもにも、どの学校でも起こりうるもの」であることを十分認識の上、その防止と対策にあたってきたところである。

いじめ問題が社会問題化する中、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号。以下「法」という。）の施行を受けて、児童の尊厳を保持するため、学校・家庭・地域その他の関係機関との連携の下、いじめ問題の克服に向けて取り組むよう、法第12条の規定に基づき、いじめの防止等（いじめの防止、いじめの早期発見およびいじめへの対処をいう。）のための対策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針を、「小瀬小学校いじめ防止基本方針」としてまとめ、策定してきたものである。

平成29年に国及び県の基本方針が改定されたことを踏まえ、平成30年に市においても県の改定内容に準じた改定を行うとともに、教員のいじめの認知力を向上させる取組や教員の事案の抱え込みの防止、外部専門家との連携強化やいじめに対する一貫した組織的な対応の徹底など、新たな項目を加え、「岩国市いじめ防止基本方針」が改定された。そこで、本校でも市の基本方針に準じて改定を行ったものである。

いじめの問題を扱うにあたっては、一人ひとりを大切にする教育を推進し、『未然防止』の取組により、すべての児童等をいじめに向かわせないことが重要である。また、児童等の実態把握によりいじめの『早期発見』に努め、いじめを認知した際には十分な情報共有を行い、すべての教職員が解決に向け、一丸となって、迅速、的確かつ組織的な『早期対応』を行うことが重要である。さらに、いじめが背景にあると疑われる『重大事態』が発生した場合には、「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」に沿い、学校やその関係者は真摯に事実と向き合い、市の方針に基づいた措置を講ずるものとする。

第1 いじめ防止等に係る基本的な考え方

1 いじめとは

（1）いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。（法第2条）

個々の行為がいじめに当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめを受けた児童等の立場に立つことが必要である。

いじめの認知に当たっては、特定の教職員のみによることなく、学校いじめ対策組織が中心となって、いじめに該当するか否かを判断することとし、「心身に苦痛を感じているもの」との要件が限定して解釈されることのないように努めることが重要である。外見的にはけんかのように見えることでも、いじめを受けた児童等の感じる被害性に着目した見極めが必要である。

また、けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童等の感じる被害性に着目し、いじめに当たるか否かを判断するものとする。

具体的ないじめの態様は、以下のようなものがある。

- ◇冷やかしからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- ◇仲間はずれ、集団による無視をされる
- ◇軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ◇ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- ◇金品をたかられる
- ◇金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- ◇嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- ◇パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる 等

(2) いじめの構造、特徴

- いじめは、「どの子どもにも、どの学校にも起こりうる」との認識をもつことが重要である。
 - ・ いじめる児童といじめられる児童は、入れ替わりながら被害も加害も経験している。
 - ・ 暴力を伴わないいじめであっても、いじめに軽重をつけることなく丁寧に対応することが重要である。
- いじめは「四層構造」となっている。
 - ・ いじめを受けている児童から見れば、周りではやしたてる児童（観衆）も見て見ぬふりをする児童（傍観者）も「いじめている人」に見える。
 - ・ 四層構造を念頭に置き、集団全体にいじめを許容しない雰囲気形成されるようにすることが必要である。

(3) 重大事態

- 次に掲げる場合を、法により「重大事態」という。

一 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。（法第28条第1項）

二 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。（法第28条第2項）

- 上記の場合、国の基本方針及び「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン（平成29年3月文部科学省）」により速やかに組織を設け、事実関係を明確にするための調査を行うとともに、必要な対応を迅速・的確に行う必要がある。なお、児童等又は保護者からの申立ては、学校が把握していないきわめて重要な情報である可能性があることから、調査をしないまま、いじめの重大事態ではないと断言できないことに留意する。

2 いじめの対応に関する基本的な考え方

(1) 学校・家庭・地域総がかりの取組の推進

- いじめの問題への対応は、人間社会から差別や偏見等を一扫することにつながる。
- 安心・安全な社会づくりに寄与するためにも、学校・家庭・地域総がかりでいじめ問題への取組を推進する必要がある。

(2) 対応の視点

- いじめは、「いじめは絶対に許されない」「どの子どもにも、どの学校にも起こりうる」との認識の下、全教職員はもとより、家庭・地域との連携を密にして、以下の4点を対応の視点として、いじめ問題への取組を推進する。
 - ・ 未然防止【いじめの予防】
 - ・ 早期発見【把握しにくいいじめへの対応】
 - ・ 早期対応【現に起こっているいじめへの対応】
 - ・ 重大事態への対応【生命、心身又は財産に重大な被害が生じたいじめへの対応】

(3) 学校における基本姿勢

- いじめは、「未然防止」の取組が極めて重要であり、道徳教育や人権教育、そのほか健全育成に係る取組を総合的かつ効果的に推進していくことが求められる。
- 「現にいじめがあるのではないか」との危機意識をもちながら、早期発見・早期対応に努めることが重要である。
- 一旦いじめであると認知された場合は、いじめ対策組織が情報共有し、全校体制で適切・丁寧な指導・支援を行い、いじめが確実に解消するまで、粘り強く対応しなければならない。

3 いじめ防止等のために学校が果たすべき役割

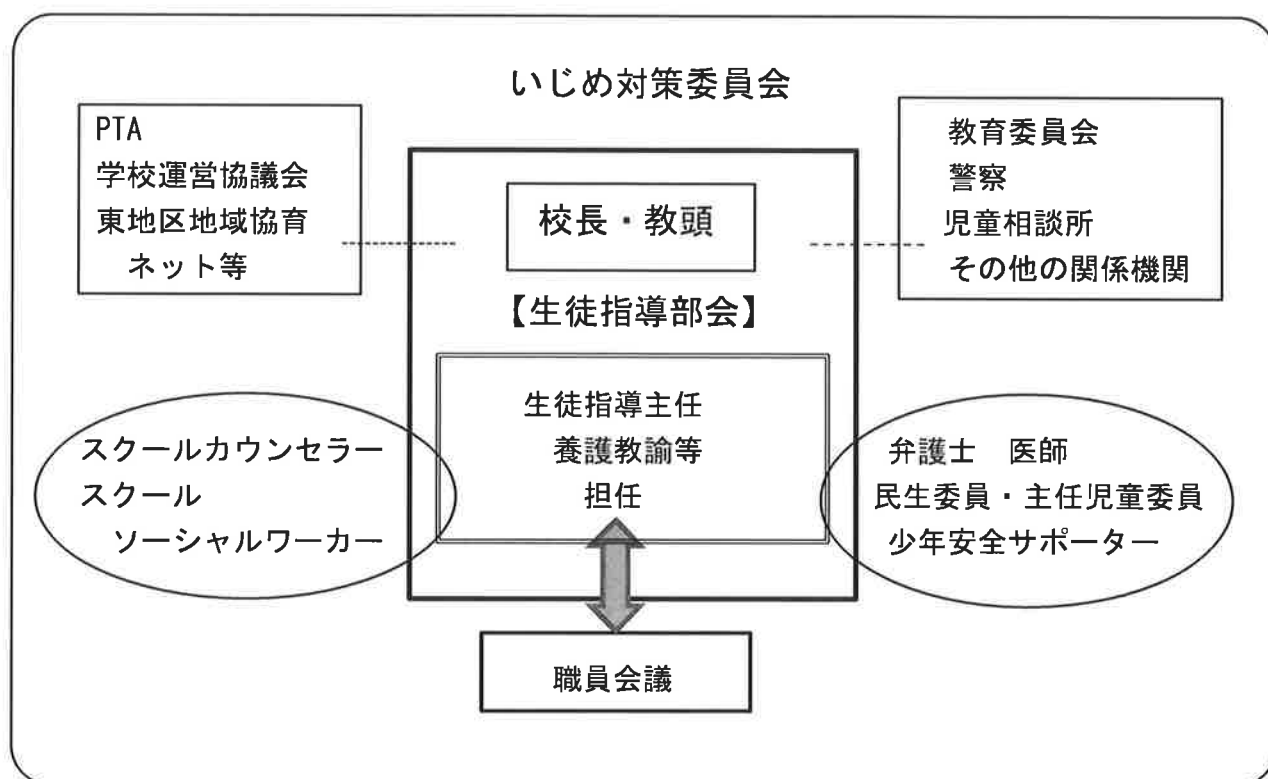
(1) 「学校いじめ防止基本方針」の策定

- いじめ防止等の取組が体系的・計画的かつ具体的に行われるよう、法が定める「学校いじめ防止基本方針」を策定することとし、学校ホームページや学校だより等を活用して、広く周知を諮ることとする。

(2) 「いじめ対策組織」の設置

- 法が定める「いじめ対策組織(いじめ対策委員会)」を置くこととし、「学校基本方針」に基づくいじめの防止等に係る取組について、学校評価等を活用して、PDCAサイクルによる検証を行い、より実効性のある取組となるように改善を図ることとする。

校内指導体制におけるいじめ対策組織(いじめ対策委員会)の位置づけ



(3) 豊かな心を育む教育の推進

- 学校の教育活動を通じた道徳教育の取組

児童一人ひとりの夢の実現に向けて、知・徳・体の調和のとれた「生きる力」の核となる豊かな人間性を育むには、人権教育を基盤とし、学校教育活動全体を通して児童が心を開き、心を磨き、伝え合える道徳教育を充実させることが重要である。

- 規範意識の醸成に向けた取組

いじめの未然防止のため、児童の規範意識を醸成する取組は重要である。そのため、「きまりを守る」「節度ある生活をする」「礼儀正しく人と接すること」

について、児童の心身の成長の過程に即した重点的かつ具体的な取組が重要である。

○ いじめ防止根絶・強調月間の取組

6月には「人権に関する参観日」を実施して、いじめ防止・根絶に向けた取組の徹底を図る。また、10月に「学校における教師の人権感覚チェックリスト」を実施する。

(4) 生徒指導・教育相談体制の充実・強化

○ 教職員が児童と向き合うことのできる体制の整備時間の確保

教職員が児童と向き合う時間を確保するため、学校業務改善を推進し、多忙化解消を図る。

○ 多様な専門家や関係機関との緊密連携の推進

SCやSSW等の心理や福祉の連携はもとより、弁護士、民生委員・主任児童委員、人権擁護委員、少年安全サポーター等の外部専門家及び児童相談所、警察、福祉部局の関係機関との連携を一層促進し、いじめ防止等に係る取組の充実を図る。

○ 校種間連携の促進

いじめの対応については、未然防止、早期発見、早期対応の取組はもとより、異校種間の情報共有や支援体制の構築が重要であるため、校種間連携の促進に一層努めることとする。

第2 いじめの防止等のための具体的な取組

1 未然防止【いじめの予防】

(1) 生徒指導・教育相談の充実・強化

○ いじめの問題を解消するためには、開発的・予防的な生徒指導を推進する。

ア 教職員の資質能力の向上

- ・ 積極的に校内研修会（事例研究、教育相談等）を実施する。
- ・ 教職員自身が人権意識を高め、体罰や言葉による暴力を絶対に行わない。

※ 人権感覚チェックリスト（10月）

※ いじめの早期発見チェックポイント（6月、10月、2月）

イ 生徒指導部会のもち方

- ・ 問題行動等の報告・対応にとらわれず、いじめの問題に対する取組等を検証・改善を図る場とする。
- ・ 情報共有を図りながら、毎週金曜日に開催する。

ウ 教育相談体制の確立

- ・ すべての児童の能力を最大限に発揮できるように、開発的な援助の機能を重視する。

エ 児童の行動観察

- ・ 給食（昼食）時、休憩時間、清掃活動等、できるだけ児童とふれあう機会を増

やし、児童の行動を観察すると同時に、信頼関係をつくる。

オ 児童の心の理解

- ・ 生活アンケート、相談カード、「Fit」等客観テスト等を通して、児童たちの心を理解するよう努める。

カ 家庭・地域社会との連携

- ・ 開かれた学校づくりに努め、家庭・地域社会と一体となった学校運営を行う。

(2) すべての学校教育活動を通じた取組

- 児童の自治的な児童会活動、学級活動等を通して、他者の考え等を尊重しながら、自分の考えを発言し合える支持的風土を醸成していく。
- 様々な体験活動を通して、児童が魅力を感じ、楽しい学校になるよう、絆づくり・居場所づくりに努める。

ア 各教科・総合的な学習の時間

- ・ 児童と教職員相互の信頼関係により、教育効果を高めることができる。
- ・ 教員は授業の中で児童の考えや意見を引き出し、それを大切にしていって授業づくりを行う。
- ・ 認め合ったり支え合ったりできる授業の雰囲気づくりを大切にする。

イ 道德教育・特別の教科道德

- ・ 豊かな情操と道德心を培い、児童等がいじめの問題を自分のこととして捉え、考え、議論することにより、心の通う人間関係を構築する能力の素地を養うことがいじめの防止に資することを踏まえ、いじめに正面から向かい合うことができるよう、すべての教育活動を通じた道德教育の充実を図る。
- ・ 道德の授業で「いじめ」に関わる題材を必ず取り扱い、「いじめを見抜く」「いじめを許さない」「いじめを傍観しない」などの道德的な判断力、心情、実践意欲や態度が育成されるよう指導する。
- ・ いじめ問題を取り扱うことは人権教育とも深く関わっており、人権意識を高めたり人権感覚を磨いたりする絶好の場であることを意識し取り組む。
- ・ いじめが背景にあるとする自殺が社会問題化していることを踏まえ、「生命の尊さ」「よりよく生きる喜び」等についても、触れていくようにする。

ウ 特別活動等

- ・ 学級活動をはじめ、学校行事、児童会活動及びクラブ活動など多様な体験活動において、一層主体的に取り組めるような場を設定する。
 - ※ AFPY 全校学活 全校遊び
 - ※ JRC 活動の推進 「気づき、考え、行動する」
 - ※ 100万人の行動宣言
- ・ 他者との協力の大切さを感じ、成し遂げる喜び等の体験を通じて、自分とは違った他者の価値を認める集団規範を醸成する。

(3) 「いじめ対策組織」による組織的取組

- 「いじめ対策組織（いじめ対策委員会）」には、いじめの防止等の取組について、

日常的に評価・検証していくことが求められる。

- 素早く全教職員へ情報共有が図られる体制づくりに努める。
- 学校における様々な取組をいじめの未然防止の視点から捉え直し、主体的かつ機動的な組織となるよう、位置づける。

(4) 家庭・地域との連携

- いじめの問題は、学校と家庭・地域社会との緊密な連携の上に、協働して解決を図る姿勢が重要である。
- さらに学校を家庭・地域社会に開かれたものにしていく。
- 家庭・地域社会から寄せられるいじめ等の情報に対し、学校は誠意のある対応を行う。

ア 保護者との連携

- ・ 日頃から、いじめの問題に対する学校の姿勢を機会あるごとに家庭に示し、いじめに対する認識を深め、協働して取り組む体制を整える。

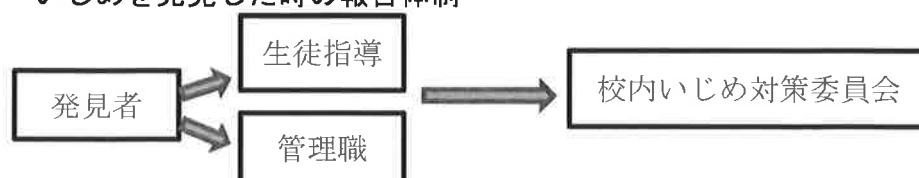
イ 地域社会との連携

- ・ 日頃の学級・学校での生活の状況等について、学校便り等を使って家庭・地域社会に定期的に提供する。
 - ・ P T Aはもとより、学校運営協議会、東地区地域協育ネット、岩国市青少年育成市民会議をはじめとして各地区健全育成協議会等の関係団体とともに、いじめの問題の解決に向けて地域ぐるみで取り組むようにする。
 - ・ 日頃から地域の相談窓口や関係機関とも連携を図り、学校を中心とした地域の情報ネットワークを構築する。
- S N S等によるいじめに対応するため、家庭や地域社会にインターネット等の安心安全な利用について啓発を図る。
- ア 家庭内におけるルールづくりを推奨する。
- イ スマートフォン等の購入時におけるフィルタリングの徹底やペアレンタルコントロールの積極的な利用等を勧める。

2 早期発見【把握しにくいいじめへの対応】

(1) 早期発見に係る学校がとるべき体制

- いじめは、外から見えにくいことが多いため、全教職員が連携・協力して指導を行う。
- ・ 児童についての情報交換会（毎週金曜日放課後）
- ・ いじめを発見した時の報告体制



- ・ いじめの指導記録の共通化（指導記録カード）
- ・ 学級担任だけでなく、他の教員等との連携を密にする。
- ・ 生徒指導主任、学年主任、保健主任はもとより養護教諭、校務技師、スクールカウンセラー（以下、SCという）等、全ての教職員が関わる連携体制を確立して、日頃から学校生活全体をきめ細かく把握することに努める。
- ・ 学校評価、授業評価、短い間隔で実施する生活アンケート等により、児童、保護者等の実情を把握し、日常的にいじめ問題への取組について見直しを図る。
- ・ 児童の多面的・多角的な情報収集・実態把握に努め、すべての教職員で共有を図る。
- ・ 教育相談担当教諭・養護教諭を生徒指導に関する校内組織に加えるなど、校務分掌上適切に位置付け、SC等の専門家と緊密な連携を図る。
- ・ 校内いじめ対応組織の構成員については、既存の「生徒指導部会」等の組織を活用して、いじめ防止等について実効的に対応できる組織とする。

(2) いじめの早期発見に向けた具体的な取組

- 何よりも大切なことは、児童や保護者・地域等に、全教職員が「いじめは人間として絶対に許されない行為である」「いじめられている児童生徒を必ず守り通す」といった、毅然とした姿勢を日頃から示しておくことである。
- 児童との信頼関係に基づき、絆やつながりを深める心の教育を推進し、指導の徹底を図る。
 - ・ 1日の時程表を見直すなどして、児童とのふれあいの時間を確保する。
 - ・ 日常の行動観察や日記、生活アンケートや「Fit」等客観テストの実施等により、内面の変化をとらえる。
 - ・ いじめが潜在化、偽装化していることから、日常の対話や遊びなどを通して児童が発するサインを鋭くキャッチする。
 - ・ 平素から、児童に寄り添い、些細なことでも相談しやすい環境づくりに心掛けるとともに、日常的に機会をとらえて声かけを行う。
 - ・ 短い間隔での生活アンケートや「Fit」等客観テスト等を活用した個別の教育相談を実施する。
 - ・ 教育相談室等で他の児童のことを気にすることなく、落ち着いた雰囲気の中で相談できるように努める。

(3) 家庭・地域との連携

- 保護者懇談会等においては、開催時間や開催場所を見直し、多くの保護者が参加しやすいように工夫する。
 - ・ 学校評価等を活用し、保護者の生の声を課題把握に生かし、学校及び組織の活性化を図る。

- ・ 学校安全ボランティアの方たちとの連携を深め、日常における児童の校外生活の様子について情報交換を密にする。
- ・ 種々の地域活動において学校が中心となり、いじめ問題に関わる広報・啓発活動を行う。
- ・ 地域行事や各種の催事などに児童の積極的な参加を促す。
- ・ 児童や保護者がいじめに悩んだ場合の相談窓口（「24時間子供SOSダイヤル」やSNS相談窓口など）の適宜周知を図る。

3 早期対応【現に起こっているいじめへの対応】

(1) 管理職を中心に外部専門家と連携した校内指導体制の確立

- 迅速・的確かつ組織的な対応が求められる。
- いじめ対策組織にSCやスクールソーシャルワーカー（以下、SSWという）等の専門家を加え、早期解決に資する取組をより実効的に行う。
- 必要に応じて、外部専門家の活用も想定する。
- いじめは、学校として情報の共有等を基に、全校体制でいじめの解消に向けた取組を推進していく。
 - ・ 事実関係の確認…いじめの疑いがあった（あるいは申し出等があった）場合、日常の行動観察や聴き取り等により、状況等の詳細を確認する。
 - ・ 「いじめ対策委員会」を開き、協議する。（場合により、職員会議の開催）
 - ・ いじめられている児童への対応…信頼関係にある教職員が担当する。
 - ・ いじめている児童への対応…複数の教職員（生徒指導主任等を中心に役割分担を決める）が担当する。
 - ・ 周囲の児童（観衆・傍観者）への対応…複数の教職員（該当学年教員等を中心とする）が担当する。
 - ・ いじめられている児童の保護者への対応…学級担任が主に担当するが、必要に応じて、管理職等複数で誠意をもって対応する。
 - ・ いじめている児童の保護者への対応…面談の目的・役割・分担・対応の実際等、事前に協議した上で、担任・管理職・生徒指導主任等の複数で対応する。
 - ・ PTA等への働きかけ（必要な場合）…校長・教頭が担当する。
 - ・ 教育委員会、関係諸機関との連携…校長・教頭・生徒指導主任が担当する。

(2) 対応する上での留意点

- いじめられている児童への対応
 - ・ 「絶対に守り通す」との姿勢を示し、全教職員で支え・守ることを約束する。
 - ・ 本人の要望等を聴き取りながら、学校生活の様々な場面で、自信を回復させ、精神を安定させていくことに努める。
- いじめている児童への指導

- ・ 当事者だけでなく周りの児童からも詳しく事情を聴き、実態をできる限り正確に把握する。
 - ・ 自分の言動で相手にどれほどの深刻な苦痛を与えたか認識させ、内省を促す。「説得より納得」が重要である。
 - ・ 叱責や注意ばかりでなく、なぜそのような行為に走らざるを得なかったかという背景についても、本人の話に十分耳を傾け、心情をくみとる。
- 周りの児童（観衆・傍観者）への指導
- ・ 周りではやし立てる観衆・知らん顔をしている傍観者への指導は、いじめ問題の解決に向けて重要なキーポイントになる。
 - ・ もし、いじめを見たら、制止するか、それができなくても教職員に申し出るように働きかけていく。このような中で、いじめを報告してきた児童があれば、その勇気と態度を称賛し、その後、これを言ったためにその児童が仕返しを受けないように、秘密を厳守するなどの配慮を行う。
- いじめのアフターケア
- ・ 一旦「いじめがなくなった」ように見えても、さらに偽装化し、陰湿化していじめが継続している場合もあるため、いじめを「やめること」と「なくなること」は違うとの認識が重要である。
 - ・ 関係児童の事後の様子を継続的に注視し、寄り添った対応を重視する。
- ＜いじめの解消について＞
- いじめが「解消している」状態とは、次の2つの要件が満たされている必要がある。
- ① いじめに関わる行為が止んでいること（少なくとも3ヶ月以上）
 - ② 被害児童等が心身に苦痛を感じていないこと（被害児童本人と保護者に面談で確認）
- (3) インターネットや携帯電話を利用したいじめ（ネットいじめ）への対応
- インターネット上の掲示板、チャット、コミュニケーションアプリ上での誹謗中傷、他人批判、他者の個人情報の流出等のネットいじめについても、基本的な対応は同様である。
- いじめられている児童からの申し出を状況確認する過程で、実際に掲示板やアプリ上の書き込み等を確認する。
- 具体的な対応策を提示し、可及的速やかに対応することで、被害の拡大を最小限に抑える。
- (4) 教育相談の在り方
- いじめられている児童の心のケア、いじめている児童の内省を促す支援等については、教育相談機能の充実が不可欠である。
- 教職員の教育相談に係る資質能力向上はもとより、臨床心理に関して専門的な知識・技能を有するSCと連携した個別支援を行う。

○ いじめている児童がいじめの行為に至った背景に、保護者の身体的虐待や養育放棄、経済的問題等が起因することもあるため、生活の基盤の立て直しに向けたＳＳＷによる保護者等への個別支援について、積極的な活用を図る。

- ・ いじめられている児童に対しては、精神的な辛さや苦しさに全面的に共感し寄り添う。
- ・ いじめている児童に対しては、「いじめは、人間として絶対に許されない行為である」との認識に立ち、毅然とした態度で指導することが大切であるが、いじめの動機やその原因となった心理的な問題に焦点を当てた指導も同時に行う。

(5) 保護者との連携

○ より高い専門性が必要な場合は、積極的にＳＣやＳＳＷを活用する。

- ・ 特に、いじめている児童・保護者がいじめの事実を認めない場合や、保護者が第三者的な立場の者の同席を望む場合など、ＳＳＷを活用した支援を検討する。
- ・ 解決のために、「学校で行うこと」、「家庭でできること」をはっきりさせ、協力を求める。

(6) 地域・関係機関との連携

○ 学校と地域との連携

- ・ 開かれた学校づくりに努め、いじめの解決に当たっては、地域からの積極的な協力を得る。
- ・ いじめに関する連絡・情報があったときは、迅速に事実関係を確認し、事実の確認、指導・対応の後は、情報提供者に必要事項を報告する。

○ 学校と関係機関との連携

- ・ いじめの早期解決のため、教育相談機関等の関係機関との積極的な連携・協力を行う。
- ・ 平素から少年安全サポーターや所轄警察署と連携を図り、必要に応じて、協働して対応する。

4 重大事態への対応【生命、心身または財産に重大な被害が生じたいじめへの対応】

(1) 重大事態の判断について

○ 「生命、心身又は財産に重大な被害」については、いじめを受ける児童の状況に着目して判断する。

例えば、

- ・ 児童が自殺を企図した場合
 - ・ 身体に重大な障害を負った場合
 - ・ 金品等に重大な被害を被った場合
 - ・ 精神性の疾患を発症した場合
- などのケースが想定される。

- 「相当の期間学校を欠席すること」については、不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とする。ただし、児童が一定期間、連続して欠席しているような場合には、その目安にかかわらず、学校の設置者又は学校の判断により、迅速に調査に着手する。
- また、児童や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申し立てがあったときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして報告・調査等に当たる。

(2) 重大事態への対応

- 重大事態が発生した場合は、設置者である教育委員会を通じて市長へ報告する。
- いじめられている児童の立場に立って、いじめから守り通すため、保護者と十分に連携を図り、必要があれば児童への弾力的対応を検討する。
- いじめられている児童を守るため必要があれば、毅然とした厳しい対応も辞さない。
- その際には保護者の理解を十分得ながら、教育的配慮の下に適切に指導していく。
- 事前に保護者とも十分に話し合いを重ね、保護者の理解・協力を得ながら、教育委員会とも協議をし、対応していく。
- 適切に関係機関との連携も図る。

5 いじめ防止に向けた取組 年間計画

時 期	内 容
毎週木曜日	生活アンケート（にこにこアンケート）
毎週金曜日放課後	生徒指導部会（児童についての情報交換会）
6 月	教育相談 <u>人権に関する参観日</u> いじめの早期発見チェックポイント
8 月	いじめ対策委員会
9 月	<u>情報モラルに関する研修</u>
10 月	<u>家庭教育学級</u> 人権感覚チェックリスト 教育相談 いじめの早期発見チェックポイント
2 月	教育相談 いじめ対策委員会 いじめの早期発見チェックポイント